

《令和4年度決算》 都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条及び下野市都市計画税条例に基づき、都市計画事業や土地
 区画整理事業に要する費用に充てるための目的税となっている。

令和4年度の都市計画税は、これまで実施してきた土地区画整理事業や都市計画事業のため
 に借り入れた地方債の償還金のほか、公共下水道事業費、仁良川地区土地区画整理事業費など
 の市街化区域内の整備に充当している。

【都市計画税充当事業一覧】

(単位:千円)

予算科目			事業名	令和4年度 決算額	財源内訳					
款	項	目			国 県 支出金	地方債	その他		一般財源	
							負担金・使用料・ 基金繰入金など	都市計画税 構成比 (%)		
8	2	1	市道維持管理事業	237,872		11,584	51,339	10.2	174,949	
8	4	2	仁良川地区土地区画整理 事業特別会計繰出金	226,557			70,171	13.9	156,386	
8	4	3	下水道事業会計負担金	365,168			113,043	22.4	252,125	
8	4	4	公園施設維持管理事業	132,206		3,337	62,547	12.4	66,322	
12	1	1	市債元金償還費	3,094,713		29,066	207,759	41.1	2,857,888	
合 計				4,056,516	0	0	43,987	504,859	100.0	3,507,670